

件 名	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について
担 当	総務部
概 要	<p>◎現状</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況拡大により、大阪府においても緊急事態宣言が発出され、（1月14日から2月7日まで）2月2日に延長された（3月7日まで）</p> <p>【国の方針】</p> <p>1月7日 基本的対処方針の変更 「一律の学校休業は行わない」</p> <p>1月8日 基本的対処方針変更を踏まえた文部科学省通知</p> <p>2月2日 緊急事態宣言が延長</p> <p>【府の方針】</p> <p>1月12日 第35回大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「学習活動は原則維持したうえで集団行動を伴う活動（修学旅行、部活動等）は一部制限を強化」</p> <p>1月13日 大阪府教育庁通知「緊急事態宣言下における市町村立学校園の教育活動等について」</p> <p>2月1日 第36回大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部会議 緊急事態宣言の延長要請を決定</p> <p>【本市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の方針として、市民への不要不急の外出自粛の呼びかけ、イベント開催の延期・中止・開催方法の変更の要請。 ・PCR検査受検者情報から、年明け以降受検者数、陽性者とも増加。 ・学校休業件数は少なく校内においては感染対策が機能していると認識。 <p>◎緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応</p> <p>【学校教育活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校、分散登校、短縮授業などを行わず、通常形態での授業を実施。 <p>ただし、感染リスクの高い教育活動（合唱等）は停止。</p>

- ・部活動は、対外試合を含めた土日の活動中止。放課後での活動も時間短縮、接触機会の多い、激しい運動等の停止など、慎重に検討。
- ・小学校の放課後児童対策事業も、児童間や児童と指導員の距離を保ち、接触を控える形で実施。
- ・卒業式・修了式については、令和元年度同様時間の短縮、参列者数の制限などにより実施予定。（2月2日 第20回堺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて報告）

【地域教育活動】

- ・接触機会の減少を図るため校庭開放等、地域活動への学校施設の利用を停止。（緊急事態宣言解除時まで）

【図書館】

- ・現在の館内閲覧時間や座席数制限を継続しつつ、電子図書館利用の促進や図書郵送のモデル実施など非来館型サービスを拡充して運営。

電子図書館専用臨時IDの発行（1月15日～緊急事態宣言解除時）
ホームページ、Twitter、各館内での電子書籍の紹介、利用案内の発信
郵送料利用者負担による、予約資料の郵送サービスのモデル実施
（1月29日開始）

【イベント】

- ・「サカイエンス」をはじめとする主催イベントの中止・延期。

【事務局職員】

- ・テレワーク、休暇等による出勤抑制。
- ・時差出勤の奨励による職員の接触低減。
- ・20時以降の勤務抑制。

◎今後の予定

- ・学校園においては感染対策に留意しつつ、活動を継続。
- ・今後の感染者数の推移とそれに伴う緊急事態宣言の解除に即して、大阪府教育庁や堺市の方針に則り、活動の緩和・制限等を検討。

概 要